諏訪市電子入札システム
導入に関するお知らせ

令和６年１１月２９日

諏訪市財政課

電子入札導入の目的

①　入札参加者の利便性向上

電子入札の導入により、事務所内から入札に参加できることから利便性の向上が図られる。

②　入札事務の簡素化

押印廃止、必要書類を電子データで提出できることから一部の事務の簡素化が図られる。

電子入札システム利用イメージ図

入札参加者

A社

証明書
(ICカード)

B社

証明書
(ICカード)

インターネット

電子入札システム

電子入札システム

【入札参加者機能】
・利用者登録
・入札書提出
・通知書等の確認　等

【諏訪市機能】
・入札案件登録
・通知書作成
・開札　　等

入札情報システム

・発注見通し
・入札予定
・入札結果　　等

総合行政
ネットワーク

諏訪市

証明書

導入スケジュール

：入札参加者　：諏訪市

	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	４月
事前準備							
利用者登録							
実証実験							
運用開始							

※　利用者登録までにICカードおよびICカードリーダーを準備ください

依頼事項

	依頼事項
事前準備	・電子入札システムを利用する事前準備をお願いします。 ・本資料に事前準備の内容を記載しています。
入札参加者向け説明会	集合形式＋オンライン形式にて予定しています。 ・日程　2月25日（火）①13：00～15：00　②15：30～17：30 　　2月26日（水）③13：00～15：00　④15：30～17：30 ・①のみ集合形式（諏訪市役所大会議室）＋オンライン形式 　②～④はオンライン形式 ※同じ内容のためご都合を合わせてご参加ください。 ※駐車場に限りがありますので、可能な限り自社、自席にてご参加ください。
利用者登録	・電子入札を行うために準備いただいたICカード情報の登録が必要です。 ・説明会時に登録方法を説明します。

電子入札システムの対象範囲

下記のうち入札執行者が指定したもの

〇入札

①　諏訪市において行うすべての入札（工事・業務委託・物品の購入・製造の請負）

〇随意契約

①　工事・業務委託（少額随契（工事：130万円未満、業務委託：50万円未満）を除く）

②　物品の見積合わせ

電子入札の手続き
（一般競争入札）

手続	従来の入札	電子入札
公告	ホームページ	**入札情報システム**
設計図書閲覧	ホームページ	**入札情報システム**
参加申請	窓口受付による	**電子入札システム**
質問・回答	質問書…窓口受付 回答…ホームページ	質問書…窓口受付 回答…**入札情報システム**
入札書（内訳書）	会場にて応札	**電子入札システム**で入札期間内に送信。 開札は別途行います。
くじ引き	会場にてくじ引き	**電子入札システム**

電子入札の手続き
（指名競争入札）

手続	従来の入札	電子入札
指名通知	メール	**電子入札システム**
設計図書閲覧	メール	**入札情報システム**
入札書（内訳書）	会場にて応札	**電子入札システム**で入札期間内に送信。開札は別途行います。
くじ引き	会場にてくじ引き	**電子入札システム**

必要な事前準備

電子入札システムを利用するためには「事前準備」が必要となります。

① パソコン、インターネット回線等の準備、パソコンの設定

② 電子証明書用のＩＣカードとカードリーダーの準備

パソコン、インターネット回線等の準備及びパソコンの設定について

- 電子入札システムの利用にはパソコンおよびインターネットに接続可能な回線が必要です。
- ブラウザはMicrosoft EdgeもしくはGoogle Chromeをご利用ください。
- 諏訪市ホームページ「電子入札システム導入のお知らせ」に掲載してある「長野県電子調達システム動作環境」、「パソコン設定手順書」および設定作業の「事前チェックツール」を参照いただき、準備をお願いします。

諏訪市ホームページ

https://www.city.suwa.lg.jp/soshiki/6/68903.html

ＩＣカードの準備

ＩＣカードは下記の認証局より購入してください。

認証事業者名	サービス
ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社	e-ProbatioPS2
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社	DIACERT-PLUSサービス
株式会社帝国データバンク	TDB電子認証サービスTypeA
株式会社トインクス	TOiNX電子入札対応認証サービス
日本電子認証株式会社	AOSignサービス

最新情報および詳細は「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」ホームページをご覧ください。
http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/inadvance/agencylist.html

※商業登記に基づく電子認証制度（電子認証登記所）は使用できません

ＩＣカードの準備（注意事項）

以下の全てに該当する場合は、お手持ちのＩＣカードが使用できます。

① 電子入札コアシステムに対応している他の発注機関の電子入札システムに既に登録しているＩＣカードであること

② ①の名義が代表者または代表者から入札参加資格の委任を受けた者であること

※次の場合は、新たにＩＣカードを購入する必要があります。

- 電子入札コアシステムに対応していない発注機関の電子入札にのみ参加している
- 代表者または代表者から入札参加資格の委任を受けた者の名義のＩＣカードを持っていない
  （例１：代表者名義のICカードを所有していない場合）
  （例２：入札参加資格を支店等の代表者に委任しているが、支店等の代表者名義のICカードを所有していない場合）